

被保険者証管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、健康保険組合における健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の管理についての基準を定め、被保険者証の適正な管理を図ることを目的とする。

(保管責任者)

第 2 条 被保険者証の保管責任者は、常務理事とする。

(保管方法)

第 3 条 被保険者証は、鍵のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

(受入れおよび払出し)

第 4 条 被保険者証の新規作成用カードを受入れたとき、または使用したときは、その年月日および数量を受払簿へ記録し、その取扱いを明確にするとともに在庫枚数の管理を行うものとする。

(発行)

第 5 条 被保険者証の発行業務は健康保険組合にて行い、「発行管理簿」によりその内容を記録する。

(交付)

第 6 条 第 5 条により発行された被保険者証は、健康保険組合から事業主を経由または直接被保険者に交付する。

(再交付)

第 7 条 被保険者証は所定の手続により再交付する。

なお、再交付事由が先に交付した被保険者証との差替えによらない場合は、被保険者証 1 枚につき千円を被保険者から徴求する。

2. 前項の規定にかかわらず、紛失理由が天災・火災等やむを得ない事由で生じたとき常務理事が判断した場合は、再交付手数料は徴収しないものとする。

(無効証および廃棄処分)

第 8 条 健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証または書損となった被保険者証は組合印部分に無効表示を行った後、廃棄するものとする。

2. 被保険者証の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

付 則

この規程は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 7 月 1 日から改正施行する（被保険者証のカード化にともなう変更）

平成 3 0 年 1 2 月 1 日から改正施行する（被保険者証の無効処理方法の変更）

2 0 2 2（令和 4）年 3 月 1 日から改正施行する（被保険者証の無効処理方法の変更）